

## ○国立大学法人熊本大学寄附金事務取扱規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 101 号)

**改正** 平成 16 年 9 月 30 日規則第 288 号 平成 18 年 3 月 16 日規則第 60 号  
平成 19 年 3 月 30 日規則第 260 号 平成 20 年 3 月 31 日規則第 161 号  
平成 20 年 12 月 26 日規則第 324 号 平成 21 年 3 月 26 日規則第 104 号  
平成 21 年 12 月 24 日規則第 289 号 平成 22 年 9 月 30 日規則第 197 号  
平成 25 年 3 月 29 日規則第 81 号 平成 26 年 11 月 28 日規則第 118 号  
平成 27 年 2 月 27 日規則第 47 号 平成 27 年 4 月 27 日規則第 194 号  
平成 28 年 3 月 31 日規則第 192 号 平成 28 年 5 月 31 日規則第 359 号  
平成 29 年 3 月 31 日規則第 139 号 平成 30 年 3 月 22 日規則第 133 号  
平成 31 年 2 月 28 日規則第 25 号 平成 31 年 3 月 28 日規則第 212 号  
令和元年 5 月 7 日規則第 295 号 令和元年 7 月 25 日規則第 373 号

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人熊本大学における寄附金の受入れ及び経理については、国立大学法人熊本大学における会計諸規則によるほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規則において「部局」とは、各学部、大学院教育学研究科、大学院各研究部、大学院各教育部、各研究所、病院、附属図書館、大学院先導機構、熊本創生推進機構、グローバル推進機構、大学教育統括管理運営機構、各研究機構、熊本大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 9 条第 1 項に規定する学内共同教育研究施設(以下「学内共同教育研究施設」という。)、ヒトレトロウイルス学共同研究センター及び保健センターをいう。

2 この規則において「事務組織の各部等」とは、監査室、経営企画本部及び各部をいう。

3 この規則において「部局長等」とは、部局及び事務組織の各部等の長をいう。

4 この規則において「職員等」とは、学長、理事及び国立大学法人熊本大学職員就業規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 2 条各号に規定する職員をいう。

(寄附金の目的)

第 3 条 学長は、次に掲げる用途を目的とした寄附金を受け入れる。

(1) 熊本大学(以下「本学」という。)の学術研究又は教育活動の奨励又は支援のための経費

(2) 本学の学生、生徒、児童又は幼児(以下「学生等」という。)に貸与又は給与する学資

(3) 本学の学生等に貸与又は給与する物品(図書、機械、器具、標本等をいう。以下同じ。)の購入費

(4) 本学の管理運営のための経費

2 前項各号に掲げる経費に充てることを目的とする寄附金で、次の各号に掲げるいずれかの条件が付されているものは、これを受け入れないものとする。

(1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附の申込者(以下「寄附者」という。)に譲与すること。

- (2) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- (4) 寄附申込後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
- (5) 寄附金を受入れることにより著しい経費の負担を伴うこと。
- (6) その他学長が本学の業務運営上特に支障があると認める条件  
(受入れの申請及び承認等)

第4条 学長は、寄附金の受入れについて適当であると認めるときは、これを受け入れるものとする。

- 2 学長は、寄附金を受け入れようとするときは、寄附金申込書(別記様式第1)を添付した寄附金受入決定書(別記様式第2)により承認するものとする。
- 3 部局及び事務組織の各部等においては、部局長等が寄附金の受入れに関する承認事務を代行するものとする。  
(受入れ承認の報告)

第5条 学長は、寄附金の受入れを承認した場合は、経営協議会又は教育研究評議会に報告するものとする。

- 2 部局長等は、寄附金の受入れを承認した場合は、教授会(病院にあつては運営審議会、教授会を置かない部局にあつては当該部局の管理運営に関する事項を審議する運営委員会等、事務組織の各部等にあつては経営協議会又は教育研究評議会をいう。)に報告するものとする。この場合において、寄附金に関する委員会等を設置する部局にあつては、当該委員会等に報告することで足りるものとする。  
(納付)

第6条 学長又は部局長等は、寄附金の受入れを承認したときは、出納命令役に通知するものとする。

- 2 出納命令役は、前項の通知を受けたときは、振込依頼書を作成し、寄附者に送付するものとする。  
(有価証券の受払)

第7条 学長は、次に掲げる有価証券であるときは、これを受け入れ、出納命令役が管理するものとし、受払保管を出納役に取り扱わせるものとする。

- (1) 国債
- (2) 政府の保証のある債権
- (3) 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券
- (4) 日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和23年法律第256号)第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信

電話株式会社等に関する法律(昭和 59 年法律第 85 号)附則第 4 条第 1 項の規定による解散  
前の日本電信電話公社が発行した債券

(5) 地方債

(6) 株式

(収納の通知)

第 8 条 出納命令役は、出納役から収納の報告を受けたときは、学長及び当該部局長等に通知  
するものとする。

(寄附金の使途の変更等)

第 9 条 部局長等は、特別な理由がある場合には、寄附者の同意を得た後、学長の承認を得て  
寄附金の使途の変更及び他の国立大学法人又は独立行政法人等に移し換えができるものとし  
る。

(助成金等の取扱い)

第 10 条 職員等は、研究助成財団等から当該職員等個人に対して助成金等の供与を受けた場合  
であって、これが当該職員等の本学における職務上の教育研究に対する供与であるときは、  
学長に対し自己の名においてこれを寄附するものとする。

(学生等に貸与又は給与する寄附金の取扱い)

第 11 条 学生等に貸与又は給与する寄附金の経理については、別に定める。

(学生等に貸与又は給与する物品の管理)

第 12 条 学生等に貸与又は給与する物品の管理については、別に定める。

(雑則)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、寄附金の事務取扱に関し必要な事項は学長が別に定め  
る。

#### 附 則

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 熊本大学医療技術短期大学部(以下「医療技術短期大学部」という。)が存続する間は、「医  
療技術短期大学部」を部局とし、「医療技術短期大学部部長」を部局長として、この規則を  
適用する。

附 則(平成 16 年 9 月 30 日規則第 288 号)

この規則は、平成 16 年 9 月 30 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 16 日規則第 60 号)

この規則は、平成 18 年 3 月 16 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 260 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 161 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 26 日規則第 324 号)

この規則は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 26 日規則第 104 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 24 日規則第 289 号)

この規則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 9 月 30 日規則第 197 号)

この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 81 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 11 月 28 日規則第 118 号)

この規則は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 2 月 27 日規則第 47 号)

この規則は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 27 日規則第 194 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 27 日から施行し、改正後の第 2 条第 1 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 192 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 5 月 31 日規則第 359 号)

この規則は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日規則第 139 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 22 日規則第 133 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 2 月 28 日規則第 25 号)  
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日規則第 212 号)  
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 5 月 7 日規則第 295 号)  
この規則は、令和元年 5 月 7 日から施行する。

附 則(令和元年 7 月 25 日規則第 373 号)  
この規則は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

別記様式第 1(第 4 条関係)

寄附金申込書  
[別紙参照]

別記様式第 2(第 4 条関係)

寄附金受入決定書  
[別紙参照]